

岸和田市貝塚市清掃施設組合職員分限懲戒審査委員会規程

平成 19 年 12 月 1 日

規程第1号

(設置)

第 1 条 地方公務員法（昭和26年法律第261号）第28条の規定による分限処分及び同法第29条の規程による懲戒処分の公正を期するため、岸和田市貝塚市清掃施設組合職員分限懲戒審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、岸和田市貝塚市清掃施設組合管理者（以下「管理者」という。）の諮問に応じて、職員に対する分限処分（休職を除く。以下同じ）及び懲戒処分に関する事由を審査する。

(組織)

第 3 条 委員会は、会長及び委員 8 名以内で組織する。

2 会長は、管理者の属する市の人事を担当する副市長を管理者が任命する。

3 委員は、次の者を管理者が任命する。

- (1) 副管理者の属する市の人事を担当する副市長
- (2) 関係市の人事を担当する部長
- (3) 事務局長、次長、総務課長、環境技術課長

(会長の職務)

第 4 条 会長は委員会を代表し、会務を総理する。

2 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会は、会長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の聴聞)

第 6 条 委員会は、必要があると認めるときは、分限処分及び懲戒処分に関係する職員の出席を求め、その弁明又は意見を聴くことができる。

(答申)

第 7 条 委員会は、審査結果を管理者に答申する。

(除斥)

第8条 会長及び委員は、自己又はその親族に関する事案については、その議事に参与することができない。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この規程は、平成19年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。